

## 総務委員会委員長報告書

平成26年10月7日

総務委員会に付託されました議案5件につきまして、  
審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について  
審査経過順に報告します。

初めに、議案第46号 平成26年度流山市一般会計補正  
予算（第3号）について申し上げます。

本案は、繰越金、普通交付税、更に臨時財政対策債の  
発行可能額の決定に伴い所要の歳入補正を行うほか、  
歳出については、本年12月から通院・調剤に係る  
子ども医療費の現物給付による助成を中学3年生まで  
拡大するための経費や予防接種法施行令の改正に伴う

みずぼうそう  
水痘及び高齢者肺炎球菌感染症の定期接種化に伴う

経費など所要の補正を行うもので、

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ

1億4,499万3千円を追加し、

予算総額を497億1,625万5千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 要望を付して賛成の立場で討論する。

賛成の理由として、

一つは、母子健康推進事業として未熟児養育医療費を計上されたこと。

二つ目は、放射能対策として平成27年3月末に迫っている指定廃棄物の持ち帰りの運搬経費を計上されたこと。

三つ目は、自然災害にも耐えうる一時保管庫の設置に関わる委託料を計上されたこと。

それから、犯罪を抑止することを目的に市内15か所に防犯カメラを設置する費用を計上されたこと。

なお、クリーンセンター周辺市民への早い時期の説明、  
けんろう堅牢な保管庫の早期整備を要望する。

2 次の要望を付して、賛成の立場で討論する。

第一に、地域経済の活性化に本腰を入れていただきたい。

この4月に消費税の8パーセントの影響を受け、

個人消費は1994年以来20年間で最大の悪化である。

さらに、消費税率を10パーセントに引き上げるかの判断を年内中という方針を変えていない。こういう意味からも、

平成25年度後半期から26年9月までの期間は市内各事業者にとって大変重要な時期と考える。特段の経済政策を思い切って打たず、財政調整積立基金への積み立てを最優先する、本当にこれが流山市内の地域経済の活性化につながるのか考えていただきたい。

第二に、人事給与等の管理システムに成果主義を反映させることは、慎重な上にも慎重な対応を図っていただきたい。

流山市の職員は、市民千人当たりの職員数が県内で最も少ない少数精鋭となっているが、残業時間はトータルで9,000時間を超えており賃金は変わっていないどころか落ち込んでいる。

こういう中で、さらに成果主義と職員同士を競わせ、また

事務の煩雑化を招くことは市政全体にとっても大きなマイナスになりかねない。

市政運営の大きな財産である市職員の体調管理、心身ともに大きな悪影響を及ぼしかねないことを指摘する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号 流山市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、指定病院等に  
おける不在者投票の立会人の報酬を定めるほか、

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、母子自立支援員の  
名称を母子・父子自立支援員に改めるとともに、その報酬を  
改めるものです。

審査の過程における討論として、

1 要望を付して賛成の立場で討論する。

法改正に伴う名称変更や実態に即した経費負担及び賃金の

改定に伴う条例改正なので賛成するが、

母子・父子自立支援員については虐待など社会経済情勢を

鑑みても、流山市では結婚をしていない母子家庭に対する

みなし控除の導入はされていないので、こういう制度も一体

で盛り込まれるよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号 財産の取得の変更について((仮称) 鱈ヶ崎地区緑地用地) について申し上げます。

本案は、平成25年流山市議会第4回定例会で議決を経た (仮称) 鱈ヶ崎地区緑地用地の取得について、用地の追加取得が可能となったことから、取得金額等を変更するものです。

取得の相手方は流山市土地開発公社で、変更による増加金額は、1,478万513円です。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

そもそも、この緑地購入をするきっかけは、

西平井・鱈ヶ崎地区の区画整理事業がうまくいっていないことにあり、財政手当としての位置づけが色濃いものであります。

駅もなく鉄道は地下を走っているにもかかわらず無理やり区画整理の対象区域に位置づけをし、しかも十分な財政力の

ない流山市の直接施行とした責任もあいまいにしている以上、ばらまきに近い抛出と考える。

さらに、前回2011年の市長選挙の時には、こういった情報はひた隠しにされ、選挙が終われば巨額の公金投入を決定するという、二重、三重に無理を重ねながら進めてきた一面がある。そういう点からも、今回の緑地購入については公共事業の失敗を市民の税金でつけ回しをしたという内容であり反対とする。

## 2 要望を付して賛成の立場で討論する。

平成25年第3回定例会及び第4回定例会で既已取得した用地の一筆の追加の取得であることから賛成するが、

今後は、緑地整備を行い良好な住環境を創出されるよう要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 工事請負契約の変更について（鱒ヶ崎調整池築造工事）について申し上げます。

本案は、工事請負契約の変更については、

平成25年流山市議会第3回定例会で議決を経た鱒ヶ崎調整池築造工事に係る工事請負契約について、契約の変更をするものです。

変更概要は、調整池の掘削残土の受入れ先からの指示により土壌分析を行ったところ、環境基準を超える自然由来のヒ素の値が出たため、基準値を超えた土砂については汚染土壌処理施設で処分することとしたことから、これに伴う処分費用を追加するため、契約金額を1億8,576万円増額し、7億6,214万7千円としようとするものです。審査の過程における討論として、

1 要望を付して賛成の立場で討論する。

賛成の理由として



契約変更については、自然由来のヒ素が発覚したことに伴う内容変更になっているのでやむを得ないものとする。

ただし、二点要望する。

第一は、地区内では過去15年、掘削工事を実施しているが、地区内での盛り土、切り土についてはヒ素などの調査はされておらず、現在お住みになっている住民の土地にもこういった問題がある可能性は否定されていない。ヒ素汚染など心配される地域住民の不安解消にしっかりとした調査を求める。

第二に、物価スライドの導入などは大変な事務量が欠かれないし、今回の低入札、そして今回の契約変更に伴って現場の労働者の労務単価が大きく引き下げられることがあっては、ゆゆしき事態である。

今度の契約変更が現場へのしわ寄せにならないようきちんとした調査を要望する。

2 要望を付して賛成の立場で討論する。

賛成の理由として、

一つは、平成25年度からの継続事業で実施している  
鱒ヶ崎調整池築造工事であること。

二つ目は、環境基準を超過した物質が掘削予定の土砂に  
含まれていたこと。

三つ目は、掘削残土を適正に処分する費用であること。

ただし、要望として、今後、工事の安全管理に十分配慮し、  
工期内完成に全力を挙げていただくとともに、周辺住民対応に  
も十分対応されること。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しま  
した。

最後に、議案第69号 工事請負契約の締結について（向小金雨水幹線工事）について申し上げます。

本案は、工事請負契約の締結については、向小金雨水幹線工事に係る工事請負契約の締結であり、向小金2、3丁目地区及びその上流に位置する柏市南柏周辺地区の宅地開発等による都市化の進展と、近年多発している集中豪雨等により発生している浸水被害を軽減するために、向小金2丁目地先の既設水路を公共下水道計画に基づいた雨水幹線として整備するもので、去る9月3日及び4日に入札参加6社による一般競争入札を実施したところ、大栄(だいえい)総建(そうけん)株式会社が2億2,626万円で落札したので、同社と工事請負契約を締結しようとするものです。

審査の過程における討論として、

- 1 要望を付して賛成の立場で討論する。

工事請負契約の締結について（向小金雨水幹線工事）につ

いては、長年の浸水被害で悩まされてきた地域住民の  
要求実現の一步でもあり賛成する。

ただし、受注をされている事業者については、過去の主な  
工事経歴からも2億円を超える大型の工事を受注された  
経緯がない。

また、1回目の入札結果よりも2回目の入札結果によれば、  
大きく事業費も引き下げているので、労務単価の上昇や資機  
材の上昇などを加味した入札金額かどうか大変疑問が残る  
ところである。この点については、労務単価の徹底的な調査  
や下請け、孫請けも含めた現場の労務単価へのしわ寄せにな  
らないよう、流山市として責任ある対応を求める。

また、周辺家屋との工事については大変特殊で、近隣住宅  
との関係で難しい工事もあるようですので十分に家屋調査  
や立ち合い、また、その後の補償など、第一義的には事業者  
が応えるわけであるが、行政としても責任を持って応えるこ  
とができるように、切に要望する。

2 要望を付して賛成の立場で討論する。

賛成の理由として、

一つは、数年おきに浸水被害が発生している場所であること、  
雨水幹線の整備で周辺住民の待ち望んでいた事業であった  
こと。

二つ目は、周辺住民は大雨が降るたびに夜も眠れないという  
状況であった地域であること。

三つ目、住宅密集地であり工事が難しい場所であることから  
特殊工法を採用して万全を期していること。

なお、お住まいの方々の生活に極力支障とならないよう  
万全の配慮をしつつ早期完成を期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しま  
した。

以上をもちまして総務委員会の委員長報告を終わります。